

★支給対象世帯確認フローチャート★

☎筑西市物価高騰対策給付金専用ダイヤル 0296-25-7313

令和5年12月1日時点（基準日）の住民票が筑西市にありますか？

はい

いいえ

住民登録されている自治体にお問い合わせください。

※他の自治体から同制度による給付金を受給している場合は対象外となります。

令和5年度非課税世帯を対象とした給付金（7万円）を受給していますか？

いいえ

はい

対象外です

令和5年度の住民税が均等割のみ課税である世帯または住民税均等割のみ課税の方と住民税非課税の方で構成されている世帯ですか？

いいえ

【住民税均等割について】※筑西市の例

個人市県民税（住民税）は、納められる能力のある人と同じ額をかける**均等割**と、所得をもとに計算する**所得割**の2つに分けられます。個人市民税（年額3,500円）と個人県民税（年額2,500円）の合計6,000円のみ課税で、所得割が非課税（0円）人を「**住民税均等割のみ課税**」といいます。

はい

給付対象世帯（1世帯あたり10万円）



均等割
単身世帯



均等割
複数世帯



均等割+非課税
世帯

給付対象外



世帯の中に所得割
が課税の人がいる

世帯全員が令和5年度住民税課税者に扶養等されていますか？

はい

対象外です

いいえ

(例)

- ・親（課税）に扶養されている大学生などの単身世帯
- ・子（課税）に扶養されている両親の世帯
- ・単身赴任の方（課税）に扶養されている方だけの世帯

* 扶養状況が不明な場合は、令和4年分の扶養控除等申告書（年末調整）に控除対象扶養親族として記載したか親族に確認してください。
税の相談は市民税課をお願いします。（内線：2117～2119）（直通☎24-2113）

①世帯に未申告がいる

②世帯に令和5年1月2日以降に転入した人がいる

①②どちらも
いいえ

はい

対象世帯となる場合は、「支給要件確認書」または「申請書」により申請してください。

対象です

支給要件確認書を郵送します

①市民税課で申告が必要です

②R5.1.2以降に筑西市へ転入された方全員の住民税課税状況がわかる証明書が必要です（R5.1.1時点で住民登録があった市区町村に請求）